

# 提出物確認シート

提出される際の確認事項、必要書類について、以下をご確認ください。

## 確認事項

- ① ご用意いただいた臨床調査個人票の疾患名と、同封の特定医療費(指定難病)支給認定申請書に記入された疾患名は一致していますか。

はい

いいえ

- ② 申請書のご記入はお済みですか。  
(同封の「申請書の記入例」を参考に、もれなくご記入ください。)

疾患名が異なる場合は、新規申請の手続きが必要となります。詳しくは、市ホームページ(ページ番号:1012778)をご覧ください。か、問合せ先(更新のご案内12ページ)までご連絡ください。

- ③ 以下の表から、現在加入している医療保険(生活保護等を含む)を選び、提出物をご確認ください。

○: 提出必須 ×: 提出不要

	A 国民健康保険 後期高齢者医療保険 (更新のご案内3ページ)	B 被用者保険 (更新のご案内4ページ)	C 国民健康保険組合 (更新のご案内5ページ)	D 生活保護 中国残留邦人等支援給付受給者 (更新のご案内6ページ)
特定医療費(指定難病)支給認定申請書	○	○	○	○
臨床調査個人票	○	○	○	○
加入医療保険が分かるもの (資格確認書のコピー等)(注1)	×	○ 被保険者が 患者→患者分のみ 患者以外→患者分と被保険者分	○ 患者本人分と同じ保険に 加入している全員分	○ 被保護者証明書
特定医療費(指定難病)受給者証・ 自己負担上限額管理票 (軽症高額・高額長期証明書、 領収書・診療明細書でも可)	申請書3-2の「軽症高額」「高額かつ長期」「同一保険世帯内按分」(注2)に該当がある場合 ○ 申請書3-2の「軽症高額」「高額かつ長期」「同一保険世帯内按分」(注2)に該当がない場合 ×			

(注1) [マイナ保険証をお持ちの方について]

郵送で申請の場合は、写しの提出は不要です。窓口で申請の場合は、患者本人分のマイナ保険証(原本)を持参してください。

(注2) 「同一保険世帯内按分」に該当がある場合、按分対象の方の提出が必要です。

※令和8年度の課税情報が広島市で確認できない場合、市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書の提出を依頼することがあります。

※生活保護受給中で被用者保険に加入している場合は、BとDをお選びください。

※自己負担上限月額2,500円(階層区分低I)に該当し認定を希望する方のうち、市民税等の申告をされていない方は、市税事務所等での税の申告が必要となります。(詳しくは更新のご案内7ページをご覧ください)  
申告をしない場合は自己負担上限月額5,000円(階層区分低II)となります。

- ④ 必要書類をそろえて、窓口もしくは郵送にて申請してください(更新のご案内12ページ)。